

**制作団体(実施団体)への
御連絡事項**

令和2年12月18日

文化芸術による子供育成総合事業-巡回公演事業-事務局

令和2年度 文化芸術による子供育成総合事業-巡回公演事業-実施日程変更等があった場合の制作団体における対応について

※以下の内容を御確認の上、御対応いただけますようお願いいたします。

状況	制作団体又は実施団体における対応事項
実施日予定の公演中止・日程変更	至急に団体より事務局宛にメール又はFAXにて御連絡ください。 ※変更後の日程が決まっていなくても、まずはその状況共有
公演先へ移動中等で急を要するとき	団体より電話での連絡も受け付けます。 ※学校名やお日にちの聞き間違い等が生じないように、電話後、改めて事務局宛へメール又はFAX(連絡履歴が残る方法)にて連絡

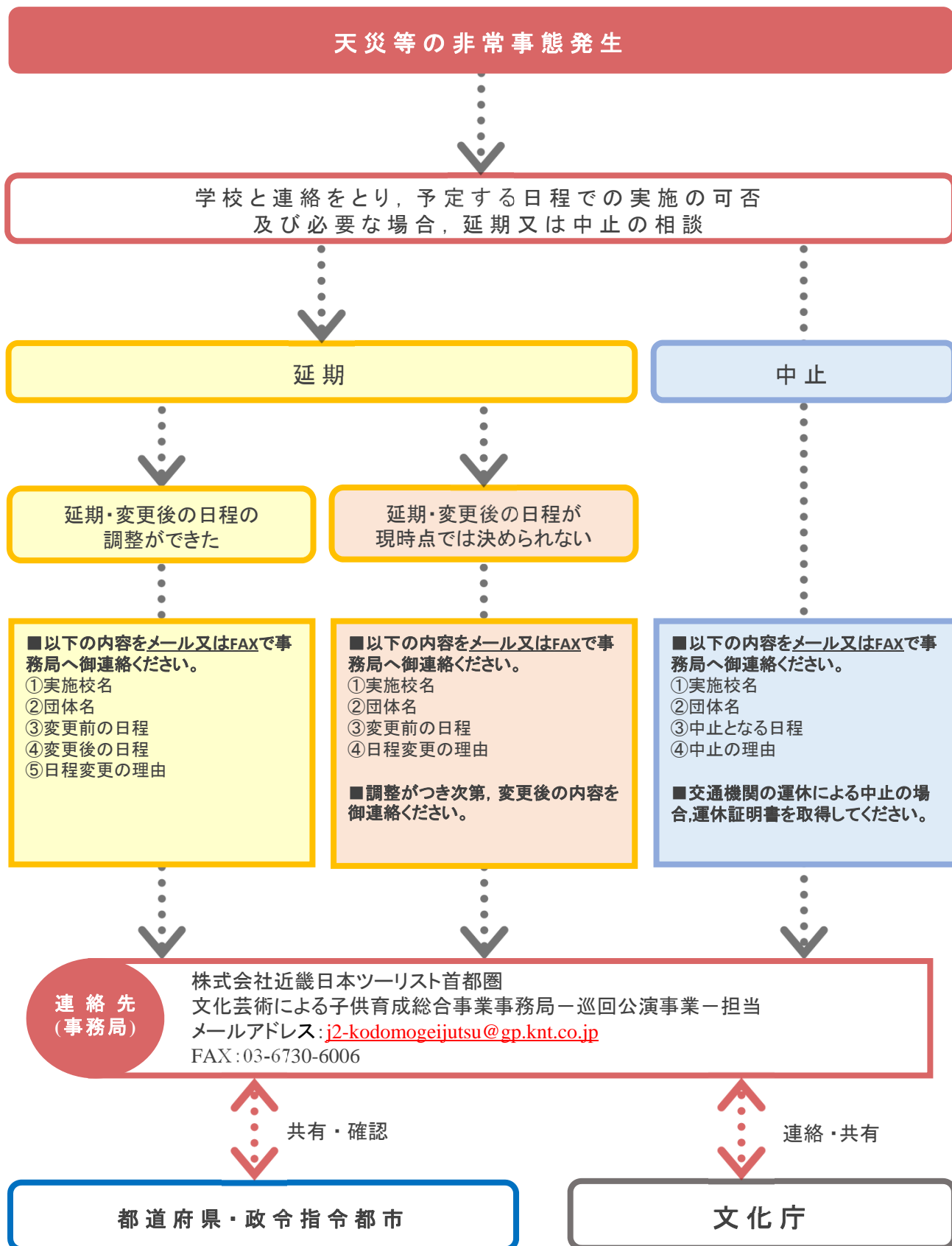
確認・注意事項等

- ・地域により状況が急転することもございますので、実施校、団体間で必ず緊急連絡先を共有してください。
また、実施校との事前連絡調整は出発前だけとせず、より綿密な連絡調整をしてください。
- ・団体の御担当者様から学校の担当者様へも、手続き漏れのないようお声かけください。
公演中止や日程変更があった場合の学校様側のお手続きにつきましては「実施の手引き(学校用)」(8ページ)に記載しています。
- ・公演中止や日程変更(実施日調整中も含む)が生じた場合の団体様のお手続きにつきましては
「実施の手引き(制作団体用)」(4ページ)に記載しています。

※以下、各手引き抜粋参照

制作団体用手続きより抜粋

天災、インフルエンザの流行等により、やむを得ず決定時から変更する場合の手続き



実施校用手引きより抜粋

(参考) 天災、インフルエンザの流行等により、やむを得ず延期する場合の手続き

